

## 中国でコンピュータ分野における新規事項の追加について

2008年7月、中国專利局の電気分野の関連部門と中華全国專利代理人協会との業務交流会が開催された。今回の交流会で、コンピュータ分野における新規事項の追加について検討した。

具体的に、コンピュータ分野において、当初の出願には一組の方法クレームのみが記載され、出願人が補正する際、自発的に一組の装置クレームを追加した場合、当該補正は新規事項に該当するか否か、また許容されるか否かについて検討をした。

出願人が、補正の際、自発的に一組の新たな装置に係る独立クレームを追加しているので、審査官は、当該補正が実施細則第51条第3項の規定を満たさないとの理由により、かかる補正を受理しない。理論上、この審査方式には法的な根拠がある。

しかしながら、2006年7月から運用されている新審査指南において、全てコンピュータのフローに基づき記載された特定の装置クレームに関する解釈が追加されたことを考慮して、出願人が装置クレームを追加することにより更に完全な保護を得ようとすることに合理性があれば、審査官は実際の審査過程において、往々にして実際の補正の状況に基づいて判断している。

出願人が追加した装置クレームが、全てコンピュータのフローに基づき記載され、当初の方法クレームと厳格的な意味で完全に一対一で対応する場合、上述した修正は新規事項を追加するものではなく、審査官は往々にして出願人の利益を考え、このような請求項を受理する。